

不利益処分に関する処分基準 個票

都市建設部 都市計画課

不利益処分の内容		栃木県屋外広告物条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した者に対する措置の命令
根拠法令等及び条項		栃木県屋外広告物条例第19条第1項、第20条、第33条
処分基準	根拠条項	栃木県屋外広告物条例第19条第1項、第20条、第33条
	参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
	設定等年月日	昭和39年10月 1日設定 平成24年 3月28日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木県屋外広告物条例抜粋 (違反に対する措置)</p> <p>第19条 知事は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定めて、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第20条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第13条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第14条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 第14条第1項の規定に違反したとき。</p> <p>(3) 前条の規定による知事の命令に違反したとき。</p> <p>(4) 虚偽の申請その他不正手段により許可を受けたとき。</p>	